

## 火薬類取締法に関する手数料一覧

番号	根拠条項	手数料を徴収する事務		単位	金額	
1	法第3条	火薬類の製造の許可の申請に対する審査		1件	220,000円	
2	法第5条	火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査	競技用紙雷管のみの販売営業	1件	25,000円	
			その他の販売営業	1件	110,000円	
3	法第12条第1項	火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査		1件	73,000円	
4	法第12条第1項	火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査		1件	8,300円	
5	法第15条第1項又は第2項	火薬類の製造施設の完成検査		1件	41,000円	
6	法第15条第1項又は第2項	火薬庫の完成検査	設置又は移転の工事に係る完成検査	1件	41,000円	
			構造又は設備の変更の工事に係る完成検査	1件	23,000円	
7	法第17条第1項	火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査		1件	1,200円	
8	法第17条第1項	火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査	火工品のみの譲受け	1件	2,400円	
			その他の譲受けであつて、右に掲げる区分ごとであるもの	申請に係る火薬類(火工品を除く。)の数量が25キログラム以下のもの	1件	3,500円
				その他のもの	1件	6,900円
9	法第24条第1項	火薬類の輸入の許可の申請に対する審査	申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下のもの	1件	12,000円	
			その他のもの	1件	25,000円	
10	法第25条第1項	煙火の消費の許可の申請に対する審査		1件	7,900円	
11	法第35条第1項	特定施設に係る保安検査又は火薬庫に係る保安検査		1件	41,000円	
12	相模原市手数料条例第2条第9号	証明願		1件	300円	